

# 令和6年度県広報紙「彩の国だより」の新聞折り込み及び配布業務仕様書(案)

## 1 配布紙の規格

タブロイド判（現行紙面の大きさ）8ページ。ただし、1回は12ページとする。

## 2 配布回数

契約期間内に9回（月1回）

## 3 配布先、配布方法、配布数量、配布期限等

### (1) 新聞折り込み

- ① 毎月1日の新聞朝刊で、③で指定する新聞を購読する全家庭に折り込み配布すること。ただし、県から特に指示のある場合は、それに従うこと。
- ② 「彩の国だより」を折り込む際には、他の折り込み広告を「彩の国だより」の中に折り込むか、「彩の国だより」を一番上に折り込むよう、新聞販売店を指導すること。
- ③ 折り込む新聞は、朝日、毎日、読売、産経、日本経済、東京、埼玉の7紙とする。
- ④ 各号の配布部数は、県がその都度、指示する。

### (2) 市役所・町村役場等への配布

- ① 県内市町村の窓口等に計12,637部を配布すること（別紙1）。
- ② 配布は、配布先別に梱包して、あて先を明記し、発行日までに完了すること。なお、配布予定日が日曜日に当たるときは、あらかじめ県の指示を受けること。

### (3) 県施設等への配布

- ① 県施設等200箇所に3,125部を配布すること（別紙2）。
- ② 配布方法、配布日については、（2）の市役所・町村役場等への配布に準ずる。

### (4) 大学

県の指示に基づき「彩の国だより」を、配布すること。なお、これに係る部数は358部（別紙3）である。

### (5) イオン

県の指示に基づき「彩の国だより」を、配布すること。なお、これに係る部数は2,211部（別紙4）である。

(6) コープみらい

県の指示に基づき「彩の国だより」を、配布すること。なお、これに係る部数は160部（別紙5）である。

(7) イトーヨーカ堂

県の指示に基づき「彩の国だより」を、配布すること。なお、これに係る部数は855部（別紙6）である。

(8) 秩父鉄道

県の指示に基づき「彩の国だより」を、配布すること。なお、これに係る部数は380部（別紙7）である。

(9) 埼玉トヨタ自動車 新車販売店

県の指示に基づき「彩の国だより」を、配布すること。なお、これに係る部数は1,110部（別紙8）である。

(10) 直送

県の指示に基づき「彩の国だより」を、郵送すること。なお、これに係る部数は6,700部（あて先数154）（別紙9）である。

※ なお、(1)から(10)の折り込みスケジュールについては、彩の国だより発行作業表（別紙10）に基づくこととし、詳細については県の指示に基づいて調整すること。

(11) 配布部数、配布箇所の変更・追加

配布部数、配布箇所については、途中において変更・追加がある。変更・追加する場合は、その都度、県が指示する。

#### 4 折り込み部数調査等

(1) 受託者は、新聞折り込み部数などの正確な把握に努め、その都度、県に報告すること。

(2) 受託者は、県が3(1)④の部数を決定するのに必要なデータを発行日の12日前までに、県に提出すること。

(3) 読者や新聞販売店から寄せられた配布に係る苦情については、その都度、迅速に調査の上、県に報告し、県の指示を受けること。

#### 5 配布計画書の提出

受託者は、契約後、速やかに配布作業計画書（別紙11）を提出すること。なお、配布計画に変更が生じる場合は、事前に配布作業計画書を再提出すること。ただし、急を要する変更の場合は、事後に提出してもよい。

## 6 配布完了報告

受託者は、配布を完了したときは、速やかに配布部数など必要事項を記載した完了報告書のほか、受領書を添付して、県に報告すること。（詳細は別途協議する。）

## 7 配布検査

県は、必要があると認めたときは、新聞折り込み及び配布業務について検査を行うことができる。

## 8 その他

- (1) 受託者は、「彩の国だより」の総発行部数を一時保管するに足る規模の倉庫を確保すること。なお、この倉庫は、その敷地が6メートル以上の道路に接するものであること。
- (2) 上記倉庫への「彩の国だより」の搬入は、県が指定する印刷業者が行う。
- (3) 受託者は、「彩の国だより」の配布業務を最優先に進め、万が一にもその配布に支障をきたすことのないよう、特に留意すること。

なお、このほか詳細については、広報課と打ち合わせること。

各施設の配布部数については、後日、配布先に照会の上決定します。